

福岡市議会議員互助会総合健康診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市は、福岡市議会議員互助会健康管理事業実施要綱（平成元年4月1日決裁）に基づき総合健康診断事業（以下「総合健康診断事業」という。）を実施する福岡市議会議員互助会（以下「互助会」という。）に対し、福岡市議会議員互助会総合健康診断事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(目的)

第2条 補助金は、総合健康診断事業の実施に当たり、互助会が負担する経費の一部を補助することにより、互助会の会員（以下「会員」という。）である議員の健康維持増進を図り、もって議会活動の円滑化及び効率化に資するとともに、市政の適正な運営に寄与することを目的とする。

(通則)

第3条 補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、総合健康診断事業として実施する半日ドック、一泊ドック及び脳ドックに当たって互助会が負担する経費の額の2分の1とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の補助金の額は、会員ごとに算定する。

3 会員1人当たりの補助金の上限額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 半日ドック

1回につき16,740円（1年度につき1回に限るものとする。ただし、同一年度において既に一泊ドック又は脳ドックに係る補助金を交付した場合においては、半日ドックに係る補助金を交付しない。）

(2) 一泊ドック、脳ドック

1回につき34,290円（福岡市議会議員の任期中において、一泊ドック又は脳ドックのいずれか1回に限るものとする。ただし、同一年度において既に半日ドックに係る補助金を交付した場合においては、一泊ドック又は脳ドックに係る補助金を交付しない。）

(補助金の交付申請)

第5条 互助会の会長（以下「会長」という。）は、補助金の交付を受けようとするとき

は、別記様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める補助金の交付申請の期限は当該年度の4月30日までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、別記様式第2号による交付決定通知書により、会長に通知するものとする。

(補助金の交付の方法及び時期)

第7条 会長は、会員が総合健康診断を受けた場合には、当該月ごとに別記様式第3号による受診状況報告書兼補助金請求書により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、会長からの報告に基づき、各月ごとの実績に応じ補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 会長は、当該年度における総合健康診断事業の完了後速やかに別記様式第4号による事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告に係る総合健康診断事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかの判断に資する事情について、議会事務局職員に調査させなければならない。

2 議会事務局職員は、前項の調査結果を別記様式第5号による事業実績調査確認書に記載し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、総合健康診断事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第6号による確定通知書により、会長に通知するものとする。

様式第1号

総合健康診断事業補助金交付申請書

年 月 日

福岡市長 様

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名) 印

年度総合健康診断事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助事業名	
2 交付を受けようとする補助金の額	
3 申請者の営む主な事業	
4 補助事業の目的及び内容	
5 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	

様式第2号

総合健康診断事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあつた総合健康診断事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から一月以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第3号

総合健康診断受診状況報告書兼補助金請求書

年 月 日

福岡市長 様

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名 印
(又は氏名)

総合健康診断受診状況について下記のとおり報告し、総合健康診断事業補助金を請求します。

記

1. 総合健康診断受診状況 (月分)

半日ドック				一泊又は脳ドック			
受診日	受診者	受診費用	うち補助金額	受診日	受診者	受診費用	うち補助金額
計	件			計	件		
合計	件			円 (うち補助金額			円)

2. 補助金請求額

円

様式第4号

総合健康診断事業実績報告書

年 月 日

福岡市長 様

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名) 印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受け
ました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
 - ア 補助事業経費収支計算書
 - イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等
- 4 補助金の交付決定額と清算額
 - 補助金の交付決定額
(補助金の既交付額)
 - 補助金の清算額

様式第5号

年度総合健康診断事業実績調査確認書

年 月 日

所 属
職 名
氏 名
印

年 月 日付 年度総合健康診断事業実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

様式第6号

総合健康診断事業補助金確定通知書

第 年 月 日
号

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって実績報告のあった 年度総合健康診断
事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件
 - (1) 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。